

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03(3829)4141(代) FAX03(3829)4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル!
<http://www.zaikeio.or.jp>

大蔵財務協会
オフィシャル
サイト

もっと自由に もっと楽しく

日々を彩り暮らしをデザインする

豊島

△ TOYOSHIMA

ライフスタイル提案商社

www.toyoshima.co.jp

民間から17人を審判官に採用

10日付 税理士は8人、全在籍者50人に

国税不服審判所は10日付の人事異動で17人の民間専門家や、国税審判官(特定任期付職

国税審判官（特定任期付職員）の支部別採用者内訳 （単位：名）								
支部	令和8年7月10日付採用者				在籍者(令和8年7月10日現在)			
		弁護士	税理士	公 認 会計士		弁護士	税理士	公 認 会計士
札幌	1	0	1	0	1	0	1	0
仙台	1	1	0	0	2	1	1	0
関東信越	1	0	1	0	6	2	3	1
東京	5	2	2	1	20	6	13	1
金沢	0	0	0	0	1	1	0	0
名古屋	1	0	1	0	5	2	2	1
大阪	4	2	1	1	8	4	2	2
広島	1	1	0	0	2	1	0	1
高松	0	0	0	0	1	1	0	0
福岡	1	1	0	0	2	1	0	1
熊本	1	0	1	0	1	0	1	0
沖縄	1	0	1	0	1	0	1	0
計	17	7	8	2	50	19	24	7

代は30歳代から60歳者数も17人だった。10日付で17人が採用されたことで、民間専門家から登用した国税審判官の在籍者数は50人となり、審判所の半数が民間人となる。50人の内訳は、弁護士が19人、税理士が24人、公認会計士が7人となっている(表参照)。

令和8年度の応募者数は58人。前年度は、民間専門家から登用した国税審判官の在籍者数が、全体の半数の50人となった平成25年7月以降過去最多の100人だったが、今年度は減少した。これについて審判所は、「他官庁や公共団体で、任期付職員の募集が増える

いることや、民間企業においても弁護士や公認会計士の採用が増えていることが要因」としている。

審判所では、9年7月10日採用の国税審判官(特定任期付職員)の募集を、8月1日から10月19日まで行う(6月22日号4面参照)。

全免協が総会を開催

リファンド方式導入を周知

全国免税店協会(秋田正紀会長)は6月24日、東京都千代田区の誠専務理事、観光庁観光戦略課の菅原晋也課長をはじめ同会役員、会員ら約30人が出席した。まず初めに、秋田会長が開会あいさつに立ち上がり、真、引き続き議事に入った。



議事では任期満了に伴う役員改選が行われ、(株)松屋取締役会長兼取締役会議長の秋田会長が再任された。

このほか、会の発展と強化のため、また安定財政確保に向けた会員獲得の推進、法令順守の精神のもと各関連事業者への適正な免税手続の啓蒙活動をさらに推進し、ガイドラインの発行・改訂など、より多くの免税店で免税制度が適正に運用されるよう周知活動の実施、会員の利便性を高めるべくニュースレターの配信など関係情報の幅広い普及、関係省庁に協

力し、リファンド方式の導入に向けた周知活動を実施していくこと、免税制度に関する関連省庁との意見交換などを盛り込んだ2026年度事業計画案および収支予算案などを審議し、全議案を承認した。

引き続き、菅原課長が、「観光の状況とリファンド周知広報事業について」をテーマに特別講演を行った。

株式交付制度など取りまとめで審議

会社法制部会

法制審議会会社法制(株主総会等関係)部会はこのほど、第15回会議を開き、要綱案の取りまとめに向けた検討を行った。

会議では、株式交付制度の見直しとして、子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とする

ものとすることについてどのように考えるのか、その他、現物出資制度の見直し、バーチャル株主総会及びバーチャル株主権者集会などについて審議した。

また会議では、3月に公表された「会社法制(株主総会等関係)の見直しに関する中間試案」に関して、寄せられた意見の概要も参考資料として配布された。

着眼大局

《112》

今の世相で気になることがいくつかある。

世相雑感

一つは、米国・イスラエルとイラン戦争、米国の今のあり方である。2月、米国トランプ大統領は、イランの核兵器開発・保有を阻止するとして、ハメネイ師などイラン首脳部爆殺、政権交代を目的に戦争を始めた(米国開戦にはイランを敵視するイスラエル・ネタニヤフ首相の強い影響が伝えられ

る)。しかし、思惑は外れ、イランは国内結束して応戦、ホルムズ海峡封鎖、国際的主要な石油供給源ストップで石油価格高騰、世界に大きな負の影響をもたらした。

米国内世論は開戦不支持多数、国際的にも不評の状況に加え、莫大な戦費で所期の目的は果たせず、トランプ政権は厳しい状況にある。イランの経済社会も疲弊、現在、両国は停戦、和平交渉に入っている。戦は両国、世界に大きな傷跡を残したことで終わりそうである。今の米国はアメリカ・ファーストを掲げるトランプ大統領独

裁で暴走しているように思える。世界最強国の米国は世界秩序を守る自由民主主義社会の良識あるリーダーとしての存在になってもraithいものである。

二つ目は国内物価問題である。わが国の経済と物価は21世紀に入ってから長らく低迷状態が続いたが、2022年4月のロシア・ウクライナ(両国とも穀物生産大国)戦争勃発による世界の穀物価格急騰を契機として物価上昇、景気情勢も好転。政権は景気最重視、積極財政のスタンスをとり、日銀は金利の引上げに慎重、中東情勢に

よる石油価格上昇などを反映して、賃上げ、物価上昇が続いている。また、物価上昇肯定の社会的雰囲気もあるが、舵を切り替えるべき時期にあるのではなからうか。

三つ目は財政問題である。久方ぶりに景気上昇局面を迎え、税も増収となっているが、その多くは歳出に回り、国債残高は増加を続けている。財政赤字縮減、財政再建が進んでいるとは言えない。かつて、昭和50年度に財政赤字となり赤字国債を発行、累増したが、60年代前半のバブル景気と後年呼

ばれた時期に税収増を国債縮減に充て、平成2年度は赤字国債発行0の予算となった。6年度、減税で再び財政赤字、赤字国債発行に転落、その後、景気低迷もあって赤字増幅、国債残高累増、今では先進諸国中で最多の財政赤字累積国となっている。今世紀中にわが国の人口は少子化の影響で急速に減少する。減少していく我々の子孫に現世代はツケを回してよいのであろうか。答えは明らかであろう。少なくとも増加する税収は歳出増や減税ではなく国債縮減に充当、財政再建すべき時である。(匡)

ひろしま銘菓
川通り餅

御菓子処 株式会社 亀屋

●本社／広島市東区光町一丁目二一十三
☎〇八二二六一一四一四(代)
●直営店／e-kie広島店
☎〇八二二六三三〇一八二

～なみを超えろ～



檜垣造船株式会社

代表取締役社長 檜垣 宏 彰

本 社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25
TEL. 0898-41-9147(代)

東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10
TEL. 03-3553-8391(代)

URL <http://www.higaki.co.jp/>

躍進する井原グループ 総合建設業

 **井原工業株式会社**
代表取締役 井 原 伸

 **三星道路株式会社**
代表取締役 井 原 司

本 社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川
4-2-18
電話 (0896) 24-4435(代)

続

傍流の正論

税相を斬る

弁護士・税理士 品川 芳宣

98

国税通則法68条の規定によれば、「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき」、「納税申告書を提出していたとき」、「法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出していたとき」又は「その国税をその法定納期限までに納付しなかつたとき」に重加算税が賦課されるのであるから、これらの隠蔽又は仮装の行為の時期は、原則として、重加算税が賦課される態様に応じ、「期限内申告書を提出した時」、「法定申告期限が経過した時」までであると解することができる。もっとも、期限内申告書は最終的に法定申告期限までに提出すればよいことを考慮すれば、通常の場合、隠蔽又は仮装の行為は、重加算税の納税義務が成立する法定申告期限又は法定納期限の経過の時(国税通則法15②十四・十五参照)までに必要であるとも解することができる。

しかしながら、実務においては、法定申告期限後における税務調査の段階において、調査官に対して虚偽の答弁をし、あるいは虚偽の資料を提出して、期限内申告における過少申告を正当化したり、修正申告の段階で所得の一部を隠匿したりして過少申告をすることも間々あることである。

例えば、東京地裁昭和52年7月25日判決は、税務調査の段階において、納税者が期限内申告における家賃収入等の申告除外につき、税務調査の段階において、虚偽の答弁を行い、虚偽の資料を提出して当初申告を正当化しようとした事実を認定し、次のとおり判示している。

「右認定事実によれば、原告には、益金に計上されるべき家賃収入(△略△)あるいは定期預金利息(△略△)について、これに対する課税を回避しようとする意図が当初からあったものと推認することができる、そうとすれば、原告は右家賃収入があるにもかかわらずこの事実を

重加の論点⑤ 仮装隠蔽の時期

隠ぺいし、その隠ぺいしたところに基づいて確定申告し(△略△)、あるいは右事実を隠ぺいして納税申告書を提出しなかつたもの(△略△)であり、また、前記定期預金利息が支払われた事実を隠ぺいしまたは仮装し、その隠ぺいまたは仮装したところに基づいて確定申告した(△略△)」といわなければならない。」

しかしながら、修正申告段階における隠蔽仮装行為が確定申告段階においてもそうであったと推認できない場合もある。しかし、その場合にも、重加算税の賦課し得るとして、東京地裁平成16年1月30日判決、(同旨東京高裁平成16年7月21日判決)は、次のように判示している。

「通則法68条1項にいう「納税申告書」には、同法19条3項所定の修正申告書も含まれるといふべきであつて、納税義務者が、その国税の課税標準等又は税額等の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づいて修正申告書を提出していたときは、その納税者に対して重加算税を課することができる」と解するのが相当である。」

また、国税通則法15条2項が定める重加算税の納税義務の成立時期との関係について、前記判決は、次のように判示している。

「通則法15条2項13号において、重加算税の納税義務が法定申告期限の経過の時に成立すると定められているからといって、重加算税については、法定申告期限までにその課税要件を満たす必要があり、その後において隠蔽又は仮装の行為に基づき修正申告がされた場合には、重加算税を課することが許されない、と解することは相当でなく、原告の上記主張は理由がない。」

確かに、期限内申告後の税務調査又は修正申告の段階における隠蔽仮装行為についても、重加算税制度の趣旨に照らせば、重加算税の賦課要件を充足するものと解すべきであろう。しかし、国税通則法15条2項の規定を盾に、重加算税の納税義務成立後の隠蔽仮装行為は重加算税の賦課要件を充足しないとする説も、文理解釈上一理あるので、関係条項の整備をすべきものと考えられる。

訂正 6月29日号「続・傍流の正論の記事で」「(所法244条等)」とあるのは、「(所法243条等)」の誤りでした。お詫びして訂正します。

不良債権に係る税務上の取扱いの再確認

■ 税理士 東辻 淳次

2

今回は、「二 債務超過の状況の継続等」の事実に基づいた貸倒引当金の損金算入可能額から説明します。

二 債務超過の状況の継続等(法令96①二)

「債務超過の状況の継続等」の事実、及びこれに基づく損金算入限度額は、次表のとおりです。

債務者に生じた事実	損金算入限度額
i 債務超過の状態が相当期間継続し、かつ、その営む事業に好転の見通しがなく	金銭債権のうち取立て等の見込みがない部分に相当する金額
ii 災害、経済事情の急変等により多大な損害が生じたこと	
iii その他の事由	

上記iの「相当期間」は、おおむね1年以上をいいますが(法基通11-2-6)、取引先が債務超過の状況に陥っていることを把握することは容易ではなく、債務者の支払遅延等が生じた場合には要注意です。

上記iiの「災害、経済事情の急変等」については、大規模災害や火災のほか、数年前のコロナ禍のときのように事業遂行の支障が発生し、損害が生じている場合なども該当するでしょう。

上記iiiの「その他の事由」は、担保物処分によって得られる金額以外に回収できないことが明らかで担保物処分に時間を要する

債務超過の状況の継続等での損金算入限度額

場合と、貸付金等に未収利息を計上し回収努力をしたがその後2年以上回収できない場合(未収利息が貸倒引当金の損金算入限度)が、例示的に明らかにされています(法基通11-2-8)。

このiiiの場合には、損金算入限度額の計算は比較的容易にできますが、それ以外の場合に、取立て等の見込みのない金額(損金算入限度額)をどのように算出するかは、債務者の資産状況等をどれだけ把握できるかといった点が重要となります。

三 更生手続開始の申立て等(法令96①三)

「更生手続開始の申立て等」は、次に掲げる事実をいいます。

イ	更生手続開始の申立て
ロ	再生手続開始の申立て
ハ	破産手続開始の申立て
ニ	特別清算開始の申立て
ホ	上記イからニまでに準ずる事実

上記イからニまでの事実、債権者に通知があるため通常は把握が容易です。

上記ホの「イからニまでに準ずる事実」は、手形交換所又は一定の電子債権記録機関による取引停止処分をいいますが(法規25の3)、債権者がこれを把握するためには全国銀行協会へ取引停止情報を照会することなどにより把握することができます。

なお、損金算入限度額については、その債務者に対する金銭債権の金額の50%に相当する金額なので、上記事実が把握できれば、損金算入限度額は直ちに算出することができます。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。



総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414 京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360 FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp



土井忠ば漬本舗
【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花屋町 41
TEL 075-744-2311 FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/
《直営店》
大原総本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ホテル店



電炊きまでごはん **土井**
大原本店・京都駅八条口店・祇園店
どい **土井** SUINA室町店
DOI PLUS ONE KOTO

パスワード of AWES Clean
(空気) Air
(水) Water
(熱) Energy
(土) Soil

**SHO-A**
イクイップメントのサポート商社
昭栄
株式会社

●本社 〒541-0059
大阪市中央区博労町 2 丁目 3 番 1 号
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947
●本店営業部 〒577-0815
東大阪市金物町 6 番 10 号
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333
●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

裁決事例集

294

裁決のポイント

原処分庁が国税通則法に規定する重加算税の賦課要件を満たすとして主張する事情によつては、請求人が、隠蔽または仮装に該当する積極的な行為を行ったとは認められず、当初から過少申告等を意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づき過少申告等をしたとも認められないとした事例。

請求人の所得税等および消費税等について、原処分庁が、売上金額等に係る隠蔽または仮装の行為があったとして更正等処分および重加算税等の賦課決定処分をしたのに対し、請求人がその取消しを求めた事案で、国税不服審判所は原処分庁の主張を退ける判断をした（令和7年10月20日付、公表裁決）。

事案の概要

請求人は、タイル工事業を営む個人事業主であり、請求人の異父弟である本件弟も、請求人同様、タイル工事業を営む個人事業主である。

本件法人は、平成23年頃以降、請求人兄弟にタイル工事を発注しており、請求人兄弟が行うタイル工事業（本件事業）に係る売上上げは、本件法人から発注されるもののみであった。請求人兄弟は、電話、口頭などにより本件法人の社長（本件社長）から現場対応の指示を受けて工事を受注していた。28年から令和4年において、請求人兄弟と本件法人の取引基準単価は、1人工〇〇円であった。

請求人は、請求人兄弟が施工したタイル工事に係る請負代金（本件売上）について、本件法人に対し、本件弟に係る

編集部編

過少とはいえ申告、隠蔽または仮装に該当する積極的な行為はなく重加算税の要件満たさず

部分も含めて請求しており、その方法はおおむね次のとおりであった。

A 請求人兄弟がそれぞれ作成した工事日報（本件日報）に基づき両者の人工数を合計して手書きで作成した手書請求書を本件法人へファクシミリ送信。

B 本件法人が作成した正式な確定請求書が郵送されてくるため、請求人が内容を確認、会社名（氏名）欄に「K」と記入し、請求人の印鑑を押印の上返送。

本件法人は、28年から4年において、請求人からの請求に基づき、本件売上上げに係る代金を請求人が管理する請求人の妻名義の本件口座に振込入金していた。

請求人兄弟の28年分から3年分の所得税等の各確定申告書に記載された各年分の事業所得の総収入金額の合計額は、各年中の本件売上上げの金額の合計額よりもそれぞれ約240万円から約480万円少ない金額である。また、請求人兄弟の4年分の所得税等の確定申告書に記載された事業所得の総収入金額の合計額は、4年中の本件売上上げの金額の合計額より6円少ない金額である。

争点は、請求人に、通則法に規定する重加算税の賦課要件を満たす行為があったか否か。

原処分庁の主張

本件売上上げは、その全額が請求人に帰属するところ、請求人には、①本件売上上げを請求人の妻名義である本件口座に振り込ませていたこと、②毎月の売上上げに係る手書請求書を作成していたこと、③実際の収入金額を把握しており、申告した収入金額がそれより少ないことを認識していたこと、④確定申告については、まず経費の合計額を算出し、当該合計額に所得控除額を加え、納税額が支払える金額になるように収入金額と所得金額を決めて申告していたことは、隠蔽または仮装に該当する積極的な行為があり、重加算税の賦課要件を満たす。

審判所の判断

①についてみると、取引上の名義を装

うなどの事実をわい曲する行為は仮装行為と評価されること、本件法人は本件売上上げを請求人の妻名義である本件口座に振り込んでいたと認められる。しかしながら、本件売上上げについて、請求人の売上先は本件法人のみであり、請求人は、本件口座に振り込まれた本件売上上げについて、過少であったとはいえ申告していたことからすると、請求人が、妻の名義である本件口座に本件売上上げを振り込ませる行為により本件売上上げの存在を隠蔽または事実をわい曲したとはいえず、当該行為をもって、隠蔽または仮装に該当する積極的な行為とはいえない。

②ないし④については、請求人が意図的に過少申告をしたことを示す事情にすぎないから、隠蔽または仮装に該当する積極的な行為とはいえない。そして、原処分庁は、①の行為のほか、過少申告等の行為そのものとは別個の隠蔽または仮装に該当する積極的な行為について主張立証をせず、本件全証拠によつても、隠蔽または仮装に該当する積極的な行為の存在は認められない。したがって、請求人に隠蔽または仮装に該当する積極的な行為があることを理由として、重加算税の賦課要件が満たされるとはいえない。

請求人は、複数年にわたり過少申告を続けていたとはいえず、③④の行為については、何らの基準や根拠のない「支払える金額」を納税額として申告書に記載して過少申告をし続けたと評価できるにとどまる上、①の行為については、請求人の過少申告を意図した行為であるとは認められないことからすれば、原処分庁が主張する請求人の各行為によつては、請求人が当初から過少申告等を意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしていたとまでは評価できない。そのほか本件全証拠によつても、請求人が当初から過少申告等を意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上で、その意図に基づく過少申告等をしたとは認められない。

したがって、重加算税の賦課要件が満たされるとはいえない。

注目の二冊

図解消費税

(令和8年版)

竹川 洋樹 編

令和8年度改正として、暗号資産に関する課税関係、非居住者に対して国内に所在する不動産に関する役務の提供について輸出免税の対象外とする改正、国境を越えた電子商取引に係る課税の見直し（国境を越えて行われる通信販売のうち、1万円以下の特定少額資産の販売に関する課税の見直し及びデジタルプラットフォームを介して行う資産の譲渡に係る課税関係の見直し）に加え、インボイス制度導入に係る経過措置の見直し（2割特例終了後、個人事業者に限り移行される3割特例、免税事業者等からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、引下げペースを見直す改正）などの重要項目を収録。

その他、令和8年11月からリファンド方式に移行する輸出物品販売場制度についても詳しく解説。

「第1章 消費税の概要」から始まり、「第2章 国内取引に係る消費税」「第3章 輸入取引に係る消費税」「第4章 地方消費税」「第5章 消費税及び地方消費税の経理処理」の計5章で構成。B5判、776ページ。定価3740円（税込み）。

申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL 03-3829-4141、FAX 03-3829-4001）。



精麦・精米・倉庫業(精麦部)
太平洋セメント株式会社特約店(建材部)
出光昭和シェル特約店(石油部)
アストモスエネルギー株式会社特約店(ガス部)
陸運局長指定自動車整備工場(自動車整備部)

阿部精麦株式会社

代表取締役 阿部 一郎

本社 新潟県加茂市岡ノ町5番5号
TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143代 FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185 FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168代 FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141代 FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985代 FAX 0256(52)3012

地域に拓き、貢献する

優良企業

私たちにしか出来ないものをカタチに

事業内容：家電製品の各種機能部品、水関連製品の設計、製造、及び販売



テクノエクセル株式会社

〒382-0097 須坂市大字須坂字八幡裏1588
TEL：026-245-0121（代表）



悩める税理士事務所

所長・職員のための

生成AI超入門

■税理士 加藤 博己

2

今回は、いざAIを使い始めようとする方が、最初に悩むポイント「結局、どのAIを使えばいいの?」という疑問にお答えします。

ネットで情報を調べてみると、「ChatGPTがすごい」と騒がれていたかと思えば、「これからはGeminiの時代だ」「いや、今やClaudeが一番だ」など、評価はめまぐるしく変わっていきます。

初心者の方が、最先端の流れをいちいち追っても、数多の情報に振り回されて混乱するだけです。

なので、私がお伝えしたい結論はシンプルです。

「どれでもいいから、まずは使ってみる」

ツール選びに頭を悩ませて足踏みをするくらいなら、とりあえず手近なものを選んで実際に触れてみることのほうが遥かに価値があります。

使い始め方のコツは、構えずに「新しい話し相手」を選ぶような感覚で、まずは無料版で「会話」をして

結局、どのAIを使えばいい？

自分に合った「話し相手」を選ぶコツ

みることです。

パソコンやスマホで画面を開いたら、まずはフワッとこんな風に質問を投げかけてみてください。

「私は税理士だけど、何を手伝ってくれる?」

これだけで十分です。AIは、自分ができること(例えばメールの文面作成や調べ物の要約など)を驚くほど丁寧な言葉で返してくれます。まずはこの「対話」を体験してみてください。

次にオススメなのは、使うツールをもう一つ増やして、全く同じ質問を同時に投げてみることです。返ってきた回答を見比べてみると、「こっちは箇条書きで分かりやすい」「こっちは文章が自然だな」といったツールの個性の違いが少しずつわかってきます。

さらに慣れてきたら、一つのAIが作った回答をもう一つのAIに貼り付けて「この内容におかしな点がないか確認して」と頼めば、これだけで、人の代わりに初回のチェックを行ってくれます。

ただし、こうした会話を試す際に、これだけは絶対に守っていただきたい鉄則があります。それは、お客さまの名前や会社名といった「機密情報」は絶対に入力しないこと。AIとの会話に慣れないうちは、まずは架空の事例や、一般的な質問だけでやり取りをするように気をつけてください。

「亡くなられた時期は、確かですか」

「ええ。比嘉社長から折り入って相談したいことがあると電話があり、こちらの都合のよい日時を伝えると、すぐに会社にお越しになったんです。

何の用かと思えば、連れ合いが病気で、ここ数カ月間だけでも、借入金の返済を待ってもらえないかと。

どのようなお病気ですか、とお聞きすれば、再生不良性貧血だど。あいにく私に知識がないため詳しくお尋ねすると、白血病と同じような病だど。

比嘉社長はいわく、こうして東京に出てきたことは、沖縄の、同じ郷里出身の家内も承知のうえだった。とはいえず私のわがままで郷里を捨て、上京させた。今ここで、家内を死なせるわけにはいかない。私としては、できる限りのことをしてやりたい。そのためには、恥ずかしながら、金が必要のだ、と。気持ちには痛いほどわかりました。ですから、私の一存で承諾しました。

ところが、ほどなくして、比嘉社長が会社にお越しになり、これを返済に充てて欲しいと。

紙袋の中身を見て、驚きました。

「比嘉さんは、気の毒な方でしたよ」

アルファICの元経理部長の片桐は、眉間に皺を寄せ話を続けた。

「戦友との約束をはたすために、教員の職を辞し、三多摩の地に、沖縄から奥様とお越しになった――」

奥様？ 杉江が知らない情報だった。

「ところが、その後、奥様が病気で亡くなられたんですからな」

「それは、いつですか?」

片桐は隣に座る下井を見ると、下井が、「今から2年ほど前ですかね」

では、あの調査の時点では、存命であったのか……。先の調査で金融機関の反面調査を行う際、事前に比嘉社長の家族構成を確認した。そのとき社長は、妻はすでに亡くなり独り身だど……。

税務調査と

真実

14

■井東 圭

中に2千万円もの現金が入っていたんです。

そりゃ驚きますよ。返済の延長を申し出た比嘉社長が、半年も経たぬ間に、逆に、大金を持参し、返済に充当しいとおっしゃったのですから。

それでお訊きしたんです。

そしたら、妻が亡くなり保険金が入ったと。そして、上京時に買った中古のマンションは、家内が死にもう要らなくなったので売った。その残金だど。こちらが神妙な顔をしていると、比嘉社長が笑いながら、なに私には、あんな広い住まいは無用ですわ、と。

いただいたお金は、借入金返済としてその日の日付で記帳しています。正確な年月日がお入用なら、元帳で確認して、あとでお知らせいたしますが」

杉江は、ではお願いします、と口では告げたものの、立ち上がることでできないほどの驚きに苛まれていた。

その後、臨場の主目的であった債権特別勘定について聞き取りを行った。杉江は、会社の処理は時期尚早であると判断した。それを伝えると、下井部長は、当初、会社の経理部内にも同様の意見を主張する者もいたことから、当該処理を是正した修正申告書を提出したい、との意向が示された。

調査を終え税務署への帰途に就いた杉江の心は、比嘉の死に奪われていた。調査時に存命であった妻のことを隠した理由はなんだったのだろうか。あの時点で、すでに発病していたのか。

会社が借り入れた借金を、肩代わりしたのは、やはり戦友との約束からだったのか……。

社長は、香兵衛(かへい)どこか下戸だった。ならば本当は、接待などの事実はなく、あの雑収入除外の金は、借金返済に充てられていたのではないのか。

にもかかわらず、社長は、一切合財、私が責任を取るといった。そう自分が言わしめてしまったのではないのか。ならば結局、自分は社長にまったく信頼されていなかったのでは……。

それもそうだろう。自分は何も問わず、「先生ともあろう人が、そんなことをして、恥ずかしいのではないですか」と、ただ非難しただけだったのだから。

杉江の胸の内、悔悟(かいご)の念と虚しさ、混濁しながら渦巻いていた。

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6年中に相続開始のあった事案について申告をした相続人(課税価格のある者)の数になります。

答え= 万人

ナンプレの予想難易度：11

2			6			4		
1			4					5
		9		2				3
		8	2		1			
		3					5	
					8		6	3
7						5		1
8						3		A
	B		6			9		2

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。

パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 7月19日(日)

前回の答え %

真弓皮フ・泌尿器科

医療法人社団 研友会

院長 真弓 研 介

高松市福田町13番地3

TEL (087)821-3913



道 BEER 後

One gulp of beer taken just after a bath is the time when you feel most refreshed.

水口酒造株式会社 愛媛県松山市道後喜多町3-23

tel. 089-924-6616 fax. 089-924-3707

